

益田市農業委員会第25回総会議事録

1. 開催日時 令和4年(2022)7月25日(月) 13:30~15:00
開催場所 市役所3階 大会議室

2. 出席 農業委員(16名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太
5番 大庭 清 6番 御神本康一 7番 田中 綾 8番 佐原 晃子
9番 北條 義洋 10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 12番 豊田 志摩
13番 柳田 継男 15番 宮川 有衣 16番 西川 友史

3. 欠席 農業委員
なし

4. 出席 農地利用最適化推進委員(0名)

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(24名)
増野 六彦 田ノ上武夫 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美
野村 浩三 寺戸豊太郎 永見 浩二 河野 正憲
領家 耕一 和崎 恒義 椋木 昭雄 潮 好介
豊田 繁雄 中島秀一郎 宮内 英之 椋木 孝光
岡崎 定佳 渡邊 豊孝 河野 光好 三浦 和顕

6. 提出議案
議第 152号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 153号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第 154号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 155号 農地でないことの確認について
議第 156号 農用地利用集積計画の決定について
報第 130号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 131号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第 132号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第 133号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

7. 議事に参加した職員
石田局長、田中局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋主事

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 25 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、8 番の佐原晃子委員、9 番の北條義洋委員、よろしくお願ひいたします。また、本日は新型コロナウイルス感染防止対策として農業委員のみの出席としており、農地利用最適化推進委員については出席停止としております。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第 152 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p> <p>1 番安富町</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、安富町の畑 4 筆 2,530 m²です。譲り渡し事由は、高齢になり耕作が困難となったため、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、近隣農地を所有しており、譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>9 番北條です。現地確認は 7 月 13 日に領家推進委員と行いました。申請地は安富の〇〇の川向いの〇〇の一番上にあります。</p> <p>譲渡人と譲受人は〇〇の関係になります。現地確認を行いましたが譲渡人は申請地から家が離れており高齢のため、譲受人は申請地のすぐ近くに家があり耕作しやすいとのこと。また譲受人は〇〇がおられ労働力もあり現地もきれいに管理されておられました。特に問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>2 番向横田町</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 2 番</p>

	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を1aで告示しております。</p> <p>土地の所在は、向横田町の畑5筆 281㎡です。譲り渡し事由は、住宅と一緒に附属する農地を処分するため、譲り受け事由は、住宅と共に譲り受け耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>10番篠原です。現地調査は7月15日に椋木昭雄推進委員と行いました。場所は県道石見横田線の向横田大橋を渡って〇〇へ数百メートルいったところにあります。この案件は譲渡人が住宅と一緒に附属する農地を譲り渡すというもので、現地はきれいに管理されていまして。また譲受人は機械等を所有していませんが耕作意欲もあることから問題ないと考えております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>3番白岩町</p>
事務局	<p>整理番号3番</p> <p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、白岩町の田3筆 2,577㎡です。譲り渡し事由は、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、隣接地を所有しており、譲り受けて一体的に耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>10番篠原です。現地調査は7月15日に椋木昭雄推進委員と田原事務所と行いました。場所は白岩トンネルを抜けてすぐの〇〇周辺の圃場になります。譲渡人はこれまで知り合いに農地を管理してもらっていましたが、高齢となったため、隣接の農地を所有する譲受人に耕作をお願いすることになりました。</p>

<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>た。譲受人は自作地をきれいに管理されておられ問題ないと考えております。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>4 番戸田町</p> <p>整理番号 4 番</p> <p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を 1 a で告示しております。</p> <p>土地の所在は、戸田町の畑 1 筆 251 m²です。譲り渡し事由は、県外に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、住宅と共に譲り受け、耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>須藤寿人委員</p>	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>13 番柳田です。現地確認は 7 月 16 日に宮内推進委員と行いました。場所は〇〇の裏側にあります。住宅と共に譲り受けて管理するという事で問題ないと思います。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>5 番匹見町匹見</p> <p>整理番号 5 番</p> <p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を 1 a で告示しております。</p> <p>土地の所在は、匹見町匹見の田 1 筆 305 m²です。譲り渡し事由は、県外に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、隣接地に居住しており申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p>

<p>会長</p>	<p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>北條義洋委員</p>	<p>15 番宮川です。この案件は先月の特例区域設定で審議されたもので、現地確認は先月の 6 月 17 日に匹見の委員と行いました。申請は譲渡人が〇〇に住んでおり農地の管理が困難なため、隣接地に居住する譲受人に耕作をお願いするものです。問題ないと判断しました。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は 5 件です。ただいま報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 152 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 153 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>1 番美都町都茂</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>土地の所在は、美都町都茂の田 1 筆 87 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、農業用倉庫及び車庫敷地で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>佐原晃子委員</p>	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>8 番佐原です。現地確認は 7 月 22 日に永見推進委員と行いました。場所は美都分庁舎近くの〇〇の近くになります。自宅の前の申請地を砂利で整地し</p>

	<p>農業用倉庫等を建てておられます。始末書も添付されており問題ないと思います。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	2 番美都町宇津川
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>土地の所在は、美都町宇津川の田及び畑 6 筆 3,838 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、植林で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>なお、30 アールを超えるため、島根県農業会議に意見を聴取する案件となります。</p> <p>ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
会長	担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。
佐原晃子委員	<p>8 番佐原です。現地確認は 7 月 22 日に永見推進委員と行いました。場所は〇〇に向かって行く途中を山側に入ったところになります。申請地に行くことが困難なため目視で確認しました。既に山林化していることから問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>本日は 2 件です。ただいま報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 153 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 154 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>1 番東町</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、東町の畑 1 筆 161 m²です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、進入路及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認は 7 月 17 日に大畑委員と行いました。現地は〇〇の近くです。申請は譲受人の進入路拡張及び駐車場です。隣接農地の同意書、土地改良区の意見書も添付されています。特に問題はないと思います。</p> <p>よろしくご審議の程お願いします。</p>
会長	<p>2 番かもしま北町</p>
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま北町の畑 1 筆 2,061 m²です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認は 7 月 17 日に大畑委員と行いました。現地はかもしま北町の〇〇の北側です。申請は宅地造成するためです。譲渡人は高齢であり耕作できなくなってきたこともあり、譲受人から話があり今回の申請に至りました。隣接農地の同意書、土地改良区の意見書も添付されています。特に問題はないと思います。</p> <p>よろしくご審議の程お願いします。</p>

会長	3番かもしま西町
事務局	<p>整理番号3番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま西町の畑1筆 345㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	<p>2番大畑です。現地確認は7月17日に又賀委員と行いました。申請地はかもしま西町の〇〇の近くです。申請は個人住宅を建設するためです。下水道が完備されたところです。隣接農地の同意書も添付されています。適当であると判断しました。</p>
会長	4番須子町
事務局	<p>整理番号4番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、須子町の畑1筆 237㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。
須藤寿人委員	<p>3番須藤です。現地確認は7月20日に渋谷推進委員と行いました。現地は須子町の〇〇の手前にあります。申請は譲渡人の農地を譲り受けて個人住宅を建設したいとのこと。家が密接しており問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

会長	5 番木部町
事務局	<p>整理番号 5 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、木部町の畑 2 筆 178 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、進入路及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、通帳の写し及び贈与証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。
大庭清職務代理	<p>5 番大庭です。7 月 19 日に三浦推進委員と現地確認を行いました。現地は木部町の〇〇の手前を海側に下ったところにあります。場所や申請は問題なかったのですが、切図で一筆ほど確認しづらいところがありましたので間違いないかの確認をとりました。問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
会長	6 番左ヶ山町
事務局	<p>整理番号 6 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、左ヶ山町の畑 1 筆 2,671 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、事務所及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。
北條義洋委員	9 番北條です。現地確認は 7 月 20 日に領家推進委員と行いました。申請地

	<p>は多田温泉から本俣賀に抜ける〇〇沿いの〇〇の近くにあります。</p> <p>現地は 58 水害の時に谷を埋めたということで、何も作らず管理をされていたそうです。申請は市内で事業をされている譲受人が申請地を買い受け、障がい者支援事業の管理棟及び駐車場棟を建設するというものです。隣接農地は譲渡人のもので、土地改良区の意見書も添付されております。特に問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>7 番神田町</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 7 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、神田町の田 3 筆 1556 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>篠原栄次委員</p>	<p>10 番篠原です。現地調査は 7 月 15 日に椋木昭雄推進委員と田原事務所と行いました。場所は神田町の〇〇近くの〇〇の裏手になります。この案件は譲受人が太陽光発電設備を設置するというもので、譲渡人は高齢で管理ができなため今回の申請に至りました。また地域の耕作者との合意形成も図られています。隣接農地の承諾書も添付されていることから問題ないと考えております。</p> <p>よろしくご審議の程お願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は 7 件です。ただいま報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 154 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p>

事務局	<p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 155 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>1 番美都町都茂</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、美都町都茂の合計 24 筆 17,011 m²です。昭和 37 年頃から耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
佐原晃子委員	<p>8 番佐原です。現地確認は 7 月 22 日に永見推進委員と行いました。場所は 3 箇所ほどあり一つ目は美都町都茂の〇〇の近くです。申請地は畑だったようですが木が生えており耕作したあとも見られず山林化しておりました。</p> <p>2 つ目は 3 年前ぐらいに建設された砂防ダムの目の前のがけ地になります。現地は木が生えており耕作するには困難な状況でした。</p> <p>3 つ目は道路が寸断されており現地へ行くことができませんでしたので航空写真をみて判断しました。</p> <p>申請地はいずれも山林化しており問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
会長	<p>本日は 1 件です。ただいま報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 155 号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 156 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の再設定が 2 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の再設定が 2 件となっています。何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p>

	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 156 号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。</p> <p>「報第 130 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」</p> <p>届出件数は、10 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 1 件となっています。</p> <p>「報第 131 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」</p> <p>届出件数は 1 件です。解約理由は今後貸し付ける見込みがないためです。</p> <p>「報第 132 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」</p> <p>届出件数は、6 件です。解約理由は、1 番 2 番は貸付人より解約の申し出があったため。</p> <p>3 番から 6 番については今後貸し付ける見込みがないためです。</p> <p>「報第 133 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」</p> <p>届出件数は、2 件です。</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、左ヶ山町の畑 1 筆 885 m²のうち 2.25 m²です。</p> <p>整理番号 2 番 土地の所在は、市原町の田 1 筆 227 m²のうち 2.25 m²です。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
事務局	<p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので第 25 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。</p>
会長	

